

二輪車の車両通行帯(車両通行区分)規制の**全面解除**について

令和6年9月13日をもって、下記区間における**二輪車の車両通行帯（車両通行区分）規制を全面解除**しました。

※ バスレーン規制区間・時間は、同規制により第一通行帯を走行しなければなりません。

※ 一般原動機付自転車は、引き続き、第一通行帯を走行しなければなりません。（ただし、右折・横断する場合(注)は、あらかじめその前から、できる限り道路の中央に寄って右折・横断するようにしてください。）

(注)原付の二段階右折場所を除く

全面解除

